

「不断の努力」から学ぶ人権教育の実践的研究

筑波大学附属駒場中・高等学校 社会科

林 幹一郎

「不断の努力」から学ぶ人権教育の実践的研究

社会科

林 幹一郎

I テーマ設定の理由

1994年の国連総会で、'95年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。これを受けて日本でも、'95年末に、内閣に推進本部を設け、行政サイドとして取り組みを進めていくことが確認された。

戦後の日本政府は、資本蓄積優先型の経済政策を採り続けてきた。大企業優遇路線は、日本に根強い「企業社会」を温存させた要因の一つである。この間、資本の自由と人権擁護はしばしば衝突した。営業の自由との衝突は、労働者の権利との間のみならず、環境権、女性の人権、思想の自由、生存権などとの間にも及び、それらを巡っていくつもの裁判が争われてきた。

今また、“大競争時代”の中で、多国籍化した日本の大企業は、コストの削減で競争を乗り越えようと、労働条件の引き下げをはじめとする「規制緩和」で、利潤の増大を図っている。“大競争時代”の規制緩和は、競争原理の貫徹をあまねく広める。そして、共生原理を萎縮させる。企業社会と個人の軋轢を強め、人権保障の脆弱性を一層危うくする危険性を伴う。この危険性を予知したかのごとく、政府は人権教育に身を乗り出そうとしているが、その人権教育の真意がどこにあるのかは、いずれ実施される諸施策によって次第に明らかとなるであろう。

「人権教育」が、「国連10年」として、行政サイドでも重視されるようになったことを契機に、従来から取り組んできた人権教育の実践に新たな教材を加えて、その有効性を検討してみる必要を感じた。

本校は、中高一貫校であるので、従来から中3公民と高1現代社会における人権教育の重複部分を整理し、その部分により広く深い学習内容の教育過程を設定して、高1で教育実践を進めてきた。「より広く深い」とは、以下のような観点であると私は考えている。

1. 人権教育は、「憲法が日本国民に保障する基本的人権は、『人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果』（憲法97条）であり、また、『幾多の試練に堪へ』（同左）てきた。自由や権利は、『国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない』（憲法12条）」を基本指針とする。

2. 人権教育の土台は、国民が資本主義社会に生き、日本では企業社会で行動していること、国民は権力との緊張関係の中に置かれていることを学ばせることにある。

人権学習を、憲法の規定する建て前にとどめておくだけでは、民主的社会の有為な形成者は育たない。人権を侵害された労働者や消費者や住民の言い分と行動、企業の論理や行動、労働省・労基署、厚生省、警察など行政サイドの見解や対応を明確にし、社会的対立・矛盾の構造を隠さずに学ばせることが肝要である。

3. 人権意識は、①人権侵害の実態、②侵害の構造的な原因、③侵害と闘う市民運動や住民運動、④侵害に対する三権の対応（行政の動きだけでなく、憲法と法律の人権保障規定、判例における法解釈）を学ぶことを機会として高められる。

「より広く深い」と考えて実践した授業内容は、Ⅱのような教育課程である。これを、週1回で、1年間実施した。

私の教育実践が、人権意識の高まりに役立っているかどうかは、以下の方法で確かめることにした。’96年度の生徒の学習内容に対応していて、かつ、人権意識の高さを測り得るような設問をつくり、授業前と授業後に同じ設問のアンケート調査を行い、意識の変容を数量的に捉えてみるという方法である。今回は、生徒のレポートや感想文など個別の内的な葛藤を、埒外に置いた評価法である。アンケート調査に使った設問は、Ⅳにある通りである。これらの設問が、人権意識の高さを測るために有効かどうか、ご批判を頂けると幸いである。

授業の有効性—人権意識の変容と授業のかかわり—を考察したものは、Ⅲに記述した。予想した成果を得られなかった授業もいくつかあるが、全体としては有効性を主張する自己評価となった。Ⅱの授業内容が、人権意識を高める点で適切かどうか、この点についてもご批判を頂ければ、ありがたいと思っている。

Ⅱ 「不断の努力」から学ぶ人権教育カリキュラム

1996年度の高校1年に、週1回行った授業のテーマと学習内容は以下の通りである。

[第1学期]

1. 現代民主主義の政治原理は、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言ではどのように規定され、また、どのような闘いによって獲得されてきたか。

国家権力を組織する目的、天賦の人権の保障、所有権の不可侵・人身の自由・精神の自由、自由権的基本権、権力の正当性、人民の同意（人民主権）、社会契約説、人民と国家が対立するとき、革命権、商業ブルジョアジーを中心とする市民革命、絶対君主、恣意的な増税、抵抗

する者の逮捕・投獄

2. 社会権的基本権は、どのような闘いによって獲得されてきたか。

経済活動の自由，社会問題，国民大衆にとって形式的な自由権の保障，労働運動・普選運動への弾圧，階級対立，ロシア革命，生産手段の共有化，レーニン憲法，自由権の物質的保障，団結権・教育を受ける権利，ドイツ革命，労働者・兵士の評議会，共産党，社会民主主義政党，ワイマール憲法，団結権・生存権，下層国民大衆のための人権，社会権による所有権の制約，社会主義革命に対する資本家の危機感・妥協

3. 被疑者を守るために、憲法はどのような人権保護規定を設けているか。

裁判を受ける権利，罪刑法定主義，三審制，控訴，上告，逮捕・捜索・押収の際の令状主義，抑留・拘禁の際の弁護人に直ちに依頼する権利，黙秘権，拷問・脅迫・長期拘禁による自白強要の禁止，自白の証拠能力，物的証拠の不可欠性，証人を求める権利，公費と強制的手続きの保障，疑わしきは被告人の利益に従う（無罪の推定），刑事補償請求権

4. 冤罪はどのような温床から生まれるのか。

再審請求，免田・財田川・松山事件，逆転無罪判決，未決拘禁者，拘置所（法務省管轄），代用監獄（警察の留置場），見込み捜査，別件逮捕，自白偏重，取調べと収容の非分離（同じ署の捜査員と看守），全生活条件の支配，防御権・接見交通権の妨害，外部との遮断，精神的・肉体的圧迫，自白の強要，日本弁護士連合会の代用監獄廃止要求，国際人権連盟（NGO）による批判，国際人権規約違反

5. 思想の自由と経済活動の自由が衝突したとき、裁判ではどのような判決が下されているか。

[採用時の場合，解雇の場合] 三菱樹脂事件，本採用の拒否，高裁判決，思想の自由は侵してはならない（憲法第19条），信条により経済的關係において差別されない（第14条），入社時の思想・信条の申告の強要，優越した地位にある企業，公序良俗に反し無効（民法90条「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」），試用期間後の本採用拒否は労基法3条違反，採用命令，最高裁判決，第19条は私人間に適用されない，権利の衝突は私的自治で解決することが原則，企業には職業選択の自由（第22条）と財産権（第29条），経済活動の自由を保障，採用の自由も保障，思想の申告を強要しても合憲，しかし本採用の拒否は解雇に当たらないか，高裁へ差戻し，和解（未払い分の賃金の支払い・昇格も保障）

[人格差別と昇格・賃金差別] 東電事件，共産党員やその支持者であることを理由とする嫌がらせ・孤立化政策，昇格・賃金差別，前橋地裁判決，左翼的勢力抑制の労務政策（思想調査・転向工作・差別的査定）の事実を認定，憲法と労基法に違反，民法（709条「故意又ハ過

失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」)に違反、慰謝料支払いを命令、甲府地裁判決、共産党員の監視・嫌悪・転向誘導など反共労務政策の事実を認定、差別意思に基づく賃金差別と断定、差額分の賃金の支払いも命令、千葉地裁判決、原告側の立証（賃金差別額の根拠）重視から会社側の立証（格差すなわち能力や業績を劣悪と査定した根拠）厳密化へ、被害者側労働者の人権重視へ転換、原告勝訴、東電控訴、東京高裁和解勧告、東電受け入れ、差別の不当性を承認、慰謝料の支払い、過去の賃金差額分の支払い、2～3ランクの昇格実施（月10万円強の昇級となる）、関電人権裁判最高裁判決でも人格の不当な扱いを断罪、団結した闘い＝「不断の努力」（憲法第12条）の成果

6. 日本型労務管理と労働者の権利が衝突したとき、監督機関はどのような判断を下しているか。

国際的価格競争下、大企業のコスト・ダウンの徹底追求、作業現場、動作のムダ・不良品をつくるムダの排除、標準化された作業、スピードアップ、緊張の連続する超過密労働、生産手当、少ない工数（人員×労働時間）でノルマ達成、高い生産性＝コスト削減で手当増加、班競争、連帯感を利用、TQC、“自主的”小集団活動、あらゆるムダの排除を提案するよう誘導、人のムダ（自らのリストラ）提案・下請け中小企業の部品納入のムダも排除（ジャスト・イン・タイム）、提案を昼休みや終業後など時間外に班で検討、土日などに発表の研修会、その提案を査定（勤務評定）の材料に、業務命令ではないとして時間外手当を払わず、泣き寝入りから大企業黒書運動（不当性の実態調査と訴え）へ、労働基準監督署へ申告、立ち入り調査、改善命令、ゆきすぎたスピードアップは是正せよ、時間外手当は支払い、研修会参加の任意性を明示せよ、任意の研修会なら査定と切り離せ

7. 過労死の背景には、6で示された状況の他、どのような状況があるか。また、なぜ、労災認定件数が少ないのか。

労働基準法で定める所定内労働時間、三六協定（企業と組合の協定および監督官庁への届出が必要）で可能となる所定外労働時間、割り増し（1.25～1.50倍の）賃金、基本給の低さゆえに労働者は応じる、自動車も電機も銀行業も協定を超える残業を命令、違反分は労働省に報告できず、賃金不払いの“サービス残業”、総務庁の「労働力調査」より年間350時間も少ない、過小な労働省統計、他に週休日の少なさ、年次有給休暇の少なさ、取得率の低さ、超長時間労働、抵抗は昇格に響く、企業は過労死を労災と認めない、労災補償金を出せばコスト高、過酷な労務管理ができなくなる、労基署に資料隠す、労基署と労働省は厳しい認定マニュアル図で抑制、1万人の過労死に30人の業務上認定、企業責任を免罪、労災保険財政の膨大化、日本型労務管理の存廃にかかわる危機意識

[第2学期]

1. 性差別はどのような仕方で行われてきたか。解決のためにどのような法制化が進められているか。

賃金格差, 結婚退職, 出産解雇, 男女別定年, 年齢階層別労働力率, M型雇用(欧米は“逆U字”型), 年功序列型賃金体系下の勤続年数, コスト削減, 裁判闘争, 憲法14条(性別により経済的・社会的関係において差別されない), 労基法4条(女子であることを理由として, 賃金について, 男子と差別的取扱いをしてはならない), 長い闘いの後の勝訴, 女子差別撤廃条約(1979年→日本は'85年批准), 「男女の定型化された役割」(性別役割分業)の変更, 国際的責務, 男女雇用機会均等法, 募集・採用, 配置・昇進, 努力目標, 研修, 妊娠・出産解雇や定年差別は禁止, 育児休業法, 育児休暇, 子が一歳になるまで, 母親または父親, 申し出に対し企業は拒否できない・不利益扱いをしてはならない, 両法とも違反企業に罰則規定なし

2. 生存権をめぐる裁判を通して, 国民と政府との間にはどのような考え方の違いが見られるか。また, 80年代以降の社会保障の基本政策には, どのような特徴が見られるか。

朝日訴訟, 生活保護, 日用品費, 一審判決, 「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(憲法第25条)の解釈, 個人に保護(保護と保護費の引き上げ)請求権を保障(具体的権利説), 低すぎる基準, 生活保護法違反, 違憲・無効の疑い, 保護基準大幅アップ, 恩恵(恥)から権利意識へ, 人権は「不断的努力」によって勝ち取られる, 最高裁判決, 25条は国の努力目標(プログラム規定説), 保護基準は厚生大臣に裁量権, 臨調行革路線, 「活力ある福祉社会」, 人口の高齢化, 扶養負担増の恐れ, 生産年齢人口が支える高齢者人口, 財政パンクの危機意識, 財政再建策, 北欧・西欧並の福祉水準は“先進国病”, 国庫が負担する福祉の抑制, 企業の社会保障費用負担を増やさない, 福祉の民営化で儲けの機会を拡大, シルバー産業の育成, 経済成長優先, 自助努力と親族内の互助を強調, 最後の手段としての公助

3. 企業ぐるみ選挙は, 参政権をどのように侵害しているか。また, 根絶が困難な理由は何か。

憲法15条, 公職選挙法, 自由な意志の表明を保障, 企業・業界のために働く議員の育成, 利害誘導罪, 選挙の自由妨害罪, 利害関係を利用した誘導や威迫, 上司と部下(雇用関係), 大企業と下請け(取引関係), 後援会への加入, 票読み目標の割当, 電話・ビラ・集会への動員, 職務命令としての選挙運動も, 非協力の場合の昇格・昇級差別, 配置転換, 部品納入減, 告発する会の抗議や告訴, 法改正による連座制の拡大, 証拠の隠滅

4. 消費者の権利は, どのような消費者問題や消費者運動を背景に登場してきたか。

消費者被害, 管理価格, 再販売価格維持契約, 不当表示, 欠陥商品, 薬害, 購買欲のかき立

て操作，ケネディーの四つの権利，安全を求める・知らされる・選択する・意志を反映させる権利，消費者保護基本法，理念にとどまる事業者の責務，都など自治体の消費生活条例で保障，鶴岡灯油訴訟，独占禁止法の無過失損害賠償責任，民法の不法行為賠償責任が法的根拠，スモン訴訟などの深刻で大量の被害は勝訴，被害者側の立証の困難さ，消費者団体と弁護士団体，“製造物責任法”制定要求，制定されたPL法，過失の立証から欠陥の立証へ前進，「推定規定」は見送り，「開発危険の抗弁」は規定，企業寄り，悪質商法，キャッチセールス，「アンケートにお答え下さい」→契約書にサインさせる，アポイントメントセールス，「あなたが選ばれました」→商品を売りつける，マルチまがい商法，会員を増やせば上がるレポートで釣る，不要な高価商品の購入被害，訪問販売法でクーリング・オフ制度，8日以内の内容証明付き解約通告，違約金なしで契約解除

5. 知る権利やアクセス権は，マスコミのどのような問題点や，国民に対するどのような権利侵害を背景に登場してきたか。また，アクセス権を確立する動きには，どのようなものがあるか。

体制の擁護・企業の価値観に偏向，NHKと政府，世論調査の公表姿勢，民放・新聞社，営利企業，編集権は現場の記者にはないとする判例，広告収入への依存，スポンサーの圧力，国家による介入，ネガティブな統制，大臣や官僚による直接・間接の介入，「消された番組」，利益誘導，郵政大臣による放送免許権，記者クラブによる批判封じ，審議会への取り込み，ポジティブな統制，政府広報予算，意見広告，政府広報番組，イベントの創出，情報の一方的受け手としての国民，政治的権利としての知る権利，政府の情報独占，情報操作，隠された真実，国民主権の形骸化，表現の自由の前提を破壊，社会権としての知る権利，独占価格・産業公害・欠陥商品・薬害，企業秘密による被害，商品についての行政情報の非公開，生存権の侵害，沖縄密約電文漏洩事件最高裁判決，国家秘密か財政民主主義か，知る権利を認知，憲法上の根拠，国民主権，取材・報道の自由を含む表現の自由，違法でない手段が条件，公務員は守秘義務違反，記者も人権蹂躪で有罪，マスメディアに国民の意見を反映させる権利，社会権の性格が加えられた表現の自由，テレビや新聞での反論権，同じ時間帯・同じスペースで，無料で，イタリアなどの例，公共放送，民意に比例した意見の表明，経営機関のメンバー構成，政府系独占から議会の構成に比例，議会の党派へのチャンネルの振り分け，視聴者団体の会員数に応じた放送時間の割当

[第3学期]

1. 平和的生存権と自衛隊をめぐる，裁判所はどのような判断を下しているか。

長沼事件訴訟，自衛隊のミサイル基地の建設，保安林の指定解除，福島判決，平和的生存権

は個人に保障された人権、訴えの利益あり、裏付けとなる第9条の解釈、自衛のための戦力も不保持・戦争も放棄、解釈の根拠、新憲法制定国会での吉田首相の答弁、「一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も放棄」、学界の多数意見、人権侵害の場合の司法消極主義批判、自衛隊は「戦力」に該当、違憲・無効、高裁判決、平和的生存権は「崇高な理念」にとどまる、個人が請求できる権利ではない、訴えの利益なし、請求却下、自衛隊の問題は高度の政治的判断を要する統治行為（行政機関や立法機関が決定すべき行為）、司法審査権の範囲外、第9条は「明確な規定と解することができない」、自衛隊は違憲とはいえない、現状追認、最高裁判決、代替施設の設定、訴えの利益消滅、棄却

2. 安保条約と在日米軍をめぐって、裁判所はどのような判断を下しているか。

砂川事件、米軍基地の拡張、反対集会参加者の基地内侵入、旧安保条約に基づく刑事特別法の適用、重罰規定、伊達判決、第9条は自衛のための戦力不保持・戦争放棄を規定、駐留米軍の武力行使により日本がアメリカの戦争に巻き込まれる危険性、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」（憲法前文）に違反、在日米軍は9条が禁じている「戦力」に該当、駐留米軍・安保条約は違憲、刑事特別法の重罰規定の根拠なし、31条の適法手続きに違反、無罪、跳躍上告、最高裁判決、第9条は他国の軍事力で安全を守ってもらうことまで禁じていない、自衛のための戦力を禁じているかどうかにかかわらず日本に指揮権のない駐留米軍は「戦力」に該当しない、安保・在日米軍で日本を守るかどうかは高度の政治的判断を要し統治行為、明白に違憲と認められない限り司法審査権の範囲外

3. 国家秘密法案に対してどのような人権侵害の懸念が表明されているか。

「スパイ行為等」、通報のための探知・収集、記者の取材、学者・市民運動をする人の調査・研究、「通報する等」、外国が知り得る状態におくこと、報道、発表、業務とする者（自衛隊員・外務省職員・軍需関連産業の技術者・労働者）や又聞きの人（批判的に・得意になって・ウツカリ）、国家機密、防衛と外交に関する事項、自衛隊・米軍・装備品（電機・精密などの技術やハイテク製品に及ぶ）、核兵器の有無、外交方針や外交内容、公になっていないもの、無限定的な範囲、秘匿することを決定する者、防衛庁長官と外務大臣、重罰規定（重い懲役・禁固）、知る権利と表現の自由（言論・学問・出版の自由、取材・報道の自由）の制約、言論封殺効果や市民運動の抑制のねらい

4. 破壊活動防止法に対して、どのような人権侵害の危険が指摘されているか。

オウム事件、暴力主義的破壊活動、内乱・外患誘致、教唆・扇動、団体に対する規制、公安審査委員会、集会・デモ行進の禁止、機関誌紙の発行・配布の停止、代表者の活動の禁止、解散の指定、「団体のためにするいかなる行為もしてはならない」、弁明手続きの保障（証人審問

など) なし、証拠の薄弱さ、裁判を受ける権利の制約、集会・出版・思想・結社の自由の制約、治安維持法の条文の利用、「ためにする行為」は行政機関の解釈次第、背景とねらい、共産党など革新団体の弾圧、占領下で団体等規正令の発動、レッドパージ、フレームアップによる共産党中央委員の追放・機関紙の停刊、松川事件の14年後の無罪確定、団体等規正令を継承した法律、公安調査庁の調査対象団体、共産党に監視・盗聴・スパイ工作、労働組合・市民オンブズマン・スポーツ振興くじの導入に反対するPTA協議会・消費者団体・弁護士会・阪神大震災のボランティア・環境団体などの監視、調査の理由は“行政や企業を追及する危険”，行革の整理対象となっていた役所、公安調査庁の“生き残り戦略”

5. 有事立法構想の中では、憲法が保障する民主主義はどのように扱われるか。最近の有事立法づくりの動向は、アメリカの軍事戦略や在日米軍の要求とどうかかわっているか。

自衛隊法、直接侵略、防衛出動、間接侵略、教唆・干渉、大規模な大衆運動、治安出動、103条の取用と医療・土木・輸送分野だけの徴用に不満、三矢研究、戒厳令、軍司令官に行政権、国会の無力化、軍法会議、裁判を受ける権利の制約、産業統制、軍事産業優先、物資の取用、財産権の制約、労務の徴用、職業選択の自由の制約、徴兵、“思想善導”，マスコミ統制、教育の国家統制強化、知る権利と表現の自由の制約、ストライキの禁止、民間防衛体制、抵抗運動への弾圧、アメリカの前方展開戦略、朝鮮有事想定、安保を越える日米安保共同宣言、物品・役務提供協定、ガイドラインの見直し、極東有事から「周辺」有事へ、後方支援、民間空港・港湾の提供、日本人従業員の動員、燃料等の支援、兵器・弾薬などの輸送支援、医療支援、情報収集・提供、機雷掃海、米艦船・航空機の護衛までを検討

Ⅲ 人権意識アンケート結果の分析

1. 多くの生徒が、自分は悪いことをしていないし、警察官から取調を受けることもあるまい、あるいは、市民を苦しめるような犯罪人を厳しく取り締まってほしい、と思っていると想定し、被疑者の側ではなく、捜査側に立つ考えで設問をつくってみた。

「逮捕や押収が行われるときに、裁判官の発する令状が不可欠というのでは、捜査に支障をきたし、適切とはいえない」という考えに、①の「そう思う」と②の「それに近い」という肯定的な見方の合計は、事前の34.6%から事後の16.2%に減った。令状主義が捜査に支障をきたすという考えに、⑤の「そうは思わない」と④の「少し違う」という否定的な見方の合計は、事前の50.6%から事後の74.7%に増えた。⑤の「そうは思わない」という確信をもって否定する見方だけを取ると、事前の32.5%から事後の52.6%に増えている。令状主義の必要性についての理解は、授業を通じて広まり、深まったといえる。授業では、憲法の原則と冤罪の事例で、「被疑者の人権」を学習したが、5月の授業からポストテストまでに10カ月が経過している。そのため、忘却ということもあると思われるが、令状主義の必要性は、かなり定着したといえ

よう。

2. 「警察に留置される時、どんな場合でも、早急に弁護士に連絡する権利を認めなければならないとすれば、捜査の妨げとなって、よくない」という考えに対し、①の「そう思う」と②の「それに近い」という肯定的な見方の合計は、事前で15.6%、事後で7.7%であった。逆に、⑤の「そうは思わない」と④の「少し違う」という否定的な見方の合計は、事前の66.9%から事後の87.0%に増えた。⑤の確信をもって否定する見方だけを取れば、事前の44.4%から事後の71.4%に増えている。冤罪の温床ともなっている代用監獄を学習することによって、弁護士を依頼する権利の必要性についての理解も、広まり深まったといえる。

3. 「物的証拠が見つからなくても、本人の自白があれば有罪にすることが正しい」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、合計して事前で15.6%、事後で10.3%であった。⑤と④の否定的な見方の合計は、事前の69.4%から事後の80.5%に増えた。物的証拠の不可欠性についての理解は、事前から、⑤と④を合わせて約7割もあり、また、確信をもって否定する⑤は、5割を超えていて、もともと高かったといえるが、授業を通じて理解が広まったことが確かめられる。

4. 「刑事被告人に、公の費用を使って強制的に証人を保障するのはゆき過ぎである」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の31.3%から事後の13.6%に減った。⑤と④の否定的な見方は、事前の38.8%から事後の72.7%に増えた。確信をもって「ゆき過ぎ」論を否定する⑤だけを取ってみると、事前の19.4%から事後の48.7%に増えている。証人を保障される権利の必要性は、授業により高まったといえる。被疑者を公平に裁くためには、たとえ手間ひまがかかっても、十分な証拠がなければいけない、という思いを、冤罪事件の学習を通して強くしたのであろう。

しかし、以上の1から4までのアンケート結果に共通していえることは、憲法で保障された被疑者の人権を、授業によって殆どすべての生徒に理解させるというねらいは、残念ながら十分に成功しているとはいえない。授業では、憲法の「被疑者の人権」を逐条的に解説し、その上で、生徒は実態としての「冤罪と代用監獄」を学習したのであるが。授業担当者としては、権利の不可欠性の説明の仕方、授業の構成や強調点などを再考しなければなるまい。

5. 「警察の留置場に収容されるより法務省管轄の拘置所に収容される方が、外部の弁護士との連絡が遮断されやすい」という考え方に対し、③の「どちらともいえない」と⑥の「分からない」の合計が、事前ではそれぞれ48.8%、18.8%あり、非常に多かった。代用監獄の実態については、耳にする機会が少なかったわけである。⑤と④の否定的な見方の合計は、事前の

23.2%から、事後の76.0%に増えた。「拘置所の方が弁護士と遮断されやすい」という考えを、確信をもって否定する⑤だけを取ってみると、全体の3分の2に達するまでになった。授業は、被疑者にとっての代用監獄の危険性という点で、生徒の警戒心を高めたといえる。

6. 「冤罪は、警察の見込み捜査や自白偏重の体質より、被疑者の無知や意志の弱さに起因することが多い」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で20.6%、事後で20.7%であった。③の「どちらともいえない」と⑥の「わからない」と答える生徒は、それぞれ事前の26.9%、14.4%から、事後の7.8%、0.6%に減った。⑤と④の否定的な見方は、事前の38.1%から事後の70.8%に増えた。被疑者自身より、捜査する側の見込み捜査や自白偏重の体質に問題があることに確信をもつ⑤だけでも、5割を超えるに至った。この変容も、5と同様、冤罪についての授業の影響といえる。

7. 「オウムのような危険な団体もあるので、破壊活動防止法を、権力に批判的な人たちの思想や結社の自由を奪った治安維持法と同類とみなすのは、納得できない」という考え方に対し、①と②の肯定的な見方の合計は、事前の56.2%から事後の24.0%に減った。⑤と④の否定的な見方の合計は、事前の23.8%から事後の48.1%に増えた。授業で、破防法の条文や法成立の背景、公安調査庁の調査活動などを、新聞の切り抜きを使って学習したが、その影響が現れている。しかし、「納得できない」かどうかに対し、③の「どちらともいえない」が、事前の16.3%から事後の27.9%に増えているので、破防法の問題点を学習した多くの生徒が否定的見方に変ったとはいえない。授業によって、従来の自分の見方を揺さぶられている状態とみることができる。

8. 「憲法 of 思想の自由の保障は、権力と国民との関係に適用されるだけでなく、企業と従業員との関係にも適用されなければならない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で85.6%、事後で79.2%であった。思想の自由は私人間にも適用するのが正しいとする見方は8割ほどで、増減は殆どみられない。変容が見られなかった最大の理由は、事前から①だけで生徒全体の3分の2近くに達していたことが指摘できる。授業で取り挙げた三菱樹脂事件訴訟の場合、司法の判断は、高裁の「私人間にも適用される」と、最高裁の「私人間には適用されない」とに分かれる。生徒は、最高裁の判断が現実を支配している事実を知りながら、「企業と従業員との関係にも適用される」べきかどうかを問われれば、高裁の見方に軍配を上げている。企業の中で思想支配を受けることに、強い警戒心を抱いているようである。

9. この設問から、16を除く18の設問までは、労働者と企業の現実的な利害対立を想定し、企業の立場に立った考え方の是非を問うている。「企業が採用の際に労働者の思想を申告させるこ

とは、企業に採用の自由が認められている限り、正当な行為である」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の39.4%から事後の28.6%に減った。⑤と④の否定的な見方は、事前の37.5%から事後の53.9%に増えた。「思想を申告させる」ことは、企業と労働者の立場を考慮すれば公序良俗に反するとする高裁の論理を学習して、生徒は、「申告させる」ことを合憲とする最高裁の司法判断に同意しなくなっている。

10. 「企業は競争に勝ち抜かなければならないので、企業経営者と異なる思想の持ち主が賃金や昇級で差をつけられても、おかしくはない」という考え方にに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の28.2%から事後の17.5%に減った。⑤と④の否定的な見方は、事前の50.6%から事後の64.3%に増えた。企業内で思想の自由を奪われてはたまらないという認識は、若干高まったといえる。授業では、東京電力事件などの最新の新聞の切り抜きを使って、「企業経営者と異なる思想の持ち主」の、思想の自由が侵害され、裁判で「信条によって差別されない」という原則に違反しているとして、労働者が勝訴した事例を学習した。その影響があったことは確かである。しかし、思想による差別はおかしいという見方が、全体の3分の2弱にとどまり、「どちらともいえない」が、事後でも2割弱ほど残っている。企業内での、思想の自由に対する権利意識は若干高まったとはいえ、企業競争の重圧は受け入れざるを得ないと感じている生徒は少ないとはいえない。企業社会の重みは、生徒を強く縛っているようである。それに加え、授業のインパクトの弱さ、一時間の授業の限界、学習からポストテストまでの時間の長さによる忘却などの諸要因が、生徒を労基法の原則以下の認識段階にとどめているようである。
11. 「企業経営者と異なる思想の持ち主は、資本主義社会では解雇されてもやむを得ない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で25.7%、事後で16.9%であった。⑤と④の否定的な見方は、事前で55.7%、事後で64.9%であり、あまり変わっていない。確信をもった否定な見方⑤も、事前で33.8%、事後で43.5%で、さしたる変容は見られない。③の「どちらともいえない」も、18.2%残っている。「異なる思想」について、労基法は、「信条によって」解雇などの「不利益な取り扱いをしてはならない」と規定している。授業では、このことを取り挙げた。しかし、企業内で、「異なる思想」の存在が堂々と認められていることに確信をもてない生徒が、①、②、③を合わせて3割を超えている。思想の自由とは、支配する側とは異なる思想の存在を許容することを意味している。企業に労働力を売らなければ生きて行けない社会で、若者たちにこのような認識が残っているのでは、日本の企業社会は、“安全”ということになる。少なからぬ生徒が、企業の経営陣に加わる自己の将来像を描いているのであろうか。それとも、企業社会の中では跪くしかないと思っているのであろうか。
12. 「大企業が、スピードアップの班競争や研修会活動で労働を強化しても、激しい国際競争の

現状では、非難できない」という考え方に対し、①と②の肯定的な見方は、事前で34.4%、事後で27.2%で、あまり変わっていない。③の「どちらともいえない」も、事前で24.4%、事後で24.0%で、変化がない。⑤と④の否定的な見方は、事前で38.8%、事後で48.0%で、あまり変わったとはいえないし、多いともいえない。授業では、「ゆきすぎたTQC」と、それを告発した「大企業黒書」運動、その申告に基づく労基署の改善命令などを学習したのであるが。「激しい国際競争」という現実の圧力の下では、労働強化を甘受する姿勢が約半数の生徒に残っていることを示している。激しい受験競争を勝ち抜いてきた生徒たちにとっては、競争は苦痛な、たじろぎの場ではなく、自己を実現する舞台と映っているのかもしれない。いずれにせよ、労基法の「人間たるに値する労働条件」の保障規定は、半数の生徒の心には届かなかったようである。設問の11の場合と同様、授業の構成を、強き者たちを十分考慮したものに変えて行く必要が感じられる。

13. 「日本の大企業が時間外手当を支払わない“サービス残業”を行わせていても、不況のときには、やむを得ない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で19.4%、事後で10.4%と、あまり変わっていない。⑤と④の否定的な見方は、事前で67.5%、事後で74.7%で、変わったとはいえない。過労死問題の深刻さについては授業で学習したのだが。しかし、もともと全体の3分の2の生徒が、否定的な見方をしていたこと、授業後は4人のうち3人までが、否定的に見ているので、労基法のタダ働きを許さない精神は、生徒の中で生きているといえる。しかし、4人のうち1人は、不況を口実にもち出されると、労働者の当然の権利さえ容易に犠牲にしてしまう意識を抱えている。
14. 「労働組合に入っている人より、入っていない人が昇格で優遇されたり、解雇を免れたりするのは、企業に協力的なのだから納得できる」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で10.0%、事後で13.6%と、殆ど変わっていない。⑤と④の否定的な見方も、事前で73.1%、事後で74.1%と殆ど変わっていない。変容のなさの原因は、否定的な見方—団結権は保障されるべきである、経営者は不当労働行為をしてはならないという考え—が、事前から全体の4分の3もあったということにある。授業では、労働組合法の規定や、不当労働行為に対する訴訟とその判例を取りあげたが、4分の3の線を越えるほどの広まりには至らなかった。授業のインパクトが弱かったようである。
15. 「経営者が組合の役員選挙で特定の候補者を応援したり、第二組合をつくろうとしたりするのが禁じられているとすれば、それは経営者に対するゆき過ぎた規制である」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で20.7%、事後で13.6%と、あまり変わっていない。しかし、③の「どちらともいえない」が、事前の26.2%から事後の14.3%に低下して、⑤と④の否

定的な見方は、事前の47.5%から事後の72.1%に増えた。授業では、設問14と同様、役員選挙への干渉などの不当労働行為の判例を学習した。「行き過ぎた規制である」という考え方を確信的に否定する⑤は、事前の26.9%から事後の48.7%に増えた。労組法の原則侵害に対する批判的な眼差しは、広がり、深まったといえるであろう。

16. 「公務員は国民全体への奉仕者だから、その争議行為を禁止するのは正しい処置といえる」という考え方に對し、①と②の肯定的な見方は、事前で17.6%、事後で14.9%と、変わっていない。⑤と④の否定的な見方も、事前で60.6%、事後で63.7%と、変わっていない。授業では、全通中郵便事件や都教組事件を取りあげる予定だったが、実施できなかった。否定的な見方が多いのは、中学から連絡進学した生徒—高1生徒の4分の3にあたる—が、プレテストの3ヵ月ほど前に、2. 1ゼネスト計画や憲法27条と政令201号を学習している。公務員の争議権は、国際的には、警察官や軍人を除けば、一般的に保障されている。上記事件の判決は、公務員の権利が「冬の時代」に逆戻りする前の判決だった。
17. 「大企業が、経営者の推薦する候補者の後援会に従業員を入れさせるなどの、選挙運動をさせても、多額の納税をしていることを考えれば理解できる」という考えに對し、①と②の肯定的な見方は、事前で5.0%、事後で5.1%であり、⑤と④の否定的な見方は、事前で81.3%、事後で88.9%であり、変わっていない。2学期に入ってから「企業ぐるみ選挙」の授業で、ぐるみ選挙が昇格や取引を踏み絵とする誘導または脅迫と結合して行われていることを学習した。労働者が企業の選挙運動に巻き込まれることに対しては、事前から8割以上の生徒が、反対の意見をもっていたので、これ以上の数字を出すことはむづかしい。さすがに、参政権が、選挙に対する個人の自由な意志の表明と、自由な行動を保障したものであることを理解していない生徒は殆どいないといえる。
18. 「上司が部下に昇格を、大企業が下請けに取引停止を匂わせて、企業ぐるみ選挙に巻き込んでも、企業あつての収入保障なので、逆らわない方がよい」という考えに對し、①と②の肯定的な見方は、事前で14.4%、事後で20.1%で、変わっていない。⑤と④の否定的な見方は、事前で64.4%、事後で60.4%で、変わらない。授業では、設問17と同様の内容の他、泣き寝入りをせず闘って勝訴すれば、公選法の規定により被害者が救済されることも学習した。ぐるみ選挙が「納得できるかどうか」を聞いたのではなく、「逆らわない方がよい」かどうかを問うたのであるが、2割ほどの生徒は、企業社会における企業の抑圧の力を納得できなくても、行動の面では受け入れざるを得ないと感じている。これは、社会の力関係を、それぞれの生徒が押し量った結果の行動姿勢なので、授業だけで変えることは難しい。

19. 「労働基準法が性別による賃金差別を禁じているとすれば、女性に対して過保護な感じがする」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の29.4%から事後の20.8%へと若干減った。反対に、⑤と④の否定的な見方は、事前の56.9%から事後の65.6%へと若干増えた。授業で、労基法の規定する男女の賃金に関する原則や、差別と闘った女性たちの裁判事例を学習した。しかし、過保護と見る者は2割も残っており、男子校特有の、女性の能力に対する偏見が払拭できているとはいえない。授業では、被害者としての女性という視点に重点を置き、女性の能力を納得させる積極的な事例を出さなかった。

20. 「男女雇用機会均等法などで、男女の昇進の違いや出産解雇を禁じてしまうと、生産能率が下がり、社会的損失となる」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で25.7%、事後で18.2%で、ほとんど変わっていない。③の「どちらともいえない」も、あまり変わっていない。しかし、②と③で減った分が④で増え、⑤と④の否定的な見方は、事前の48.2%から事後の61.7%に増えた。授業で、M字型雇用や女性役職の極端な少なさなど、企業利潤や経済効率を女性の人権より優先させる日本のケースと、妊娠・出産を女性のハンディと捉えるのではなく、人類のハンディと捉え、打開に取り組んできたヨーロッパの育児休業制度などを学習した。その結果が出ている。しかし、6割は不十分な数字であって、女性の能力蔑視を揺るがすほどのインパクトは、残念ながら授業にはなかったようである。女性が置かれてきた歴史的な立場を学習することや、例えば、女性科学者の活躍に触れるなどの体験が必要であるが、その時間の確保は困難であった。

21. 「国連の女子差別撤廃条約が、男女平等の実現のため、『男は仕事、女は家庭』という性別役割分業の撤廃を掲げているとすれば、抵抗を感じる」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の35.6%から事後の24.0%に減った。反対に、⑤と④の否定的な見方は、事前の45.6%から事後の59.7%に増えた。授業では、国連の女子差別撤廃条約を教材にし、性差別打開の根本的な土台として、性別役割分業の撤廃に焦点が当てられていることを学習した。若干の影響力はあったが、設問20と同様の問題点（女性の能力への不信感）を残している。

22. 「日本の障害者は、健康な人たちの社会から排除されることが少なく、企業や行政からは法令で保護されていて、生きる喜びを保っている人が多い」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で9.4%、事後で5.8%と変わっていない。しかし、きわめて少ない。一方、⑤と④の否定的な見方は、事前で73.2%、事後で78.6%と、変わらない。当初予定していた障害者の人権問題を、取り上げることができなかった。ただ、7割を超える生徒が、障害者への差別を感じ取っていることがわかる。

23. 「すべての人間はいつか障害を負わざるを得ないと考え、障害者に健康な人たちと共同で対等の社会生活を与えようとするのは、ゆき過ぎである」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で15.0%、事後で14.2%と変わらない。⑤と④の否定的な見方は、事前で70.0%、事後で69.5%と、変わらない。「明日はわが身」と「ノーマライゼーション」を学習する予定であったが、残念ながら、障害者と健常者との完全参加と平等の共生原理を学習する機会をもてなかった。なお、前年度に予備的な調査をしたが、そのときの⑤と④の合計は、事前の62.7%から事後の79.6%に増えていた。
24. 「エイズなどの薬害は、製薬会社・厚生省・専門医のボスらの私欲を求める構造的癒着というより、医学の未発達によって引き起こされている」という考えに対し、事前で、①と②の肯定的な見方は、4.4%、⑤と④の否定的な見方は、85.1%だった。事後の回答に変化はなかった。生徒が、構造的薬害について、マスコミから相当の情報を得ていることが分かったので、予定していた授業はカットした。
25. 「憲法の『健康で文化的な生活を営む権利』は、国の目指すべき努力目標を掲げたものと考えるのが正しい」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の38.2%から事後の16.2%に減った。反対に、⑤と④の否定的な見方は、事前の38.7%から事後の75.3%へと大幅に増えた。授業では、朝日訴訟を取りあげ、当時の生活保護基準や、地裁の判断と最高裁の判断の違い、人権を保持するための「不断の努力」が日本の生存権の発展の場合にも見られたことを学習した。多くの生徒は、最高裁のプログラム規定説より、地裁の具体的権利説を支持する立場に変わっている。
26. 「憲法が保障する生存権を、国民が国に社会保障費の引き上げを請求できる権利と解釈するのは、財政的にみても、ゆき過ぎである」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の23.1%から事後の13.0%に減った。反対に、⑤と④の否定的な見方は、事前の50.1%から事後の68.8%増えた。⑤の確信をもった否定的な見方も、21.3%から42.2%に増えた。朝日訴訟の授業を通して、日本の社会保障のレベルが低く、財政を破綻させるほど高いものではないこと、また、財政支出には浪費的部分もあることを感じ取った結果の数字である。
27. 「厚生年金などの社会保障の財源については、所得の高い日本では、企業の負担割合を高めるよりも、労働者が負担する方が適切である」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で3.2%、事後で2.6%と変っていない。ほとんどいない、といえるほどの数字である。⑤と④の否定的な見方は、事前で79.4%、事後で81.8%で、変っていない。授業では、臨調行革路線下の年金制度改革や財源についての日欧比較を学習した。ほとんど変容がみられない原

因は、労働者の負担増を不適切と考える生徒が、事前から8割もいたためであろう。

28. 「現代の政府は情報を独占していて、自己の権力の維持の都合に合わせて情報を操作している」という考えに対し、⑤と④の否定的な見方は、事前で10.7%、事後で6.4%と、変わっていない。一方、①と②の肯定的な見方も、事前で70.6%、事後で78.0%と変わらない。しかし、①の確信をもった肯定的な見方は、30.0%から42.9%に増えた。授業では、沖縄密約電文漏洩事件などを取りあげ、また、「知る権利」登場の背景として、行政の情報独占・情報操作を学習した。その結果が若干現れている。
29. 「行政機関のもっている情報を知る権利が保障されると、国民主権を実現するには都合がよいかもしれないが、プライバシーを侵害される危険性が大きくなる」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で38.7%、事後で38.3%であり、⑤と④の否定的な見方も、事前で35.0%、事後で39.0%で、変わっていない。授業では、国民主権の実現に不可欠な情報を知ることが目的であることから、知る権利の主たる対象が、行政情報であることを学習した。しかし、プライバシーの問題については、全然触れなかった。プライバシーは、情報公開の範囲から原則として除外されていることを、明示しなければならなかったようである。
30. 「営利企業としてのテレビや新聞は、企業の価値観や資本主義体制の維持の方向に偏っている」という考え方に対し、①と②の肯定的な見方は、事前の56.8%から事後の72.1%に増えた。授業では、マスコミの広告依存の営業、“消えた番組”の山、大企業を中心とするスポンサーや権力の介入・干渉を取りあげた。
31. 「日本の行政機関は、新聞への意見広告やテレビへの政府広報番組などを利用して、積極的な世論誘導をはかる姿勢に欠けている」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の49.4%から事後の24.0%に減った。反対に、⑤と④の否定的な見方は、事前の16.9%から事後の44.8%に増えた。授業では、ポジティブ・コントロールとしての政府広報予算を取りあげた。学習の影響は現れている。しかし、3割の生徒は、事前・事後とも、③の「どちらともいえない」を選んでいて、その予算規模が、トップ大企業並みの200～300億円程度では、積極的とはいえないと考えているようである。
32. 「情報の一方的な受け手としての国民には、新聞やテレビに、同じ時間帯・同じスペースで、無料で反論できる権利が認められるべきである」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前の61.8%から事後の76.0%に増えた。授業では、アクセス権の考え方や、ヨーロッパでの実際の試みを取りあげた。その影響がみられる。

33. 「生活協同組合が、商品の共同購入や不買運動、裁判闘争などを行っても、独占的な価格を引き下げる効果はほとんどない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で26.3%、事後で24.0%と、変わっていない。「どちらともいえない」が、事前の32.5%から事後の20.1%に減り、⑤と④の否定的な見方は、事前の34.4%から、事後の55.8%に増えた。授業では、生協などによる、北商を倒した不買運動、鶴岡灯油訴訟などを取りあげた。「無力な消費者運動」という印象を変えた生徒は2割ほどいたことになる。しかし、消費者団体の運動が、どれだけ現実社会を動かしているかの見方を問うているので、生徒の要求水準によって、評価が分かれたようである。
34. 「消費者の知る権利が保障されることは、消費者の被害を防ぐにはよいかもしれないが、企業秘密が維持できなくなって、今の“大競争”時代には好ましくない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で13.8%、事後で7.7%と、変わっていない。⑤と④の否定的な見方は、事前の61.3%から事後の76.7%に増えた。授業では、社会的権利としての知る権利を取りあげた。そして、知らされないことによる健康被害・人権侵害の怖さを学習した。企業秘密をアンタッチャブルなものとし、被害防止よりも国際競争に勝ち抜くことを選ぶかもしれない生徒が2割ほど残っている。企業社会の呪縛は、無視しがたい。
35. 「消費者が商品の欠陥を立証するとき、厳密な証明でなく、推定でもよいとするのでは、企業は著しく不利になる」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で26.3%、事後で24.7%と、変わっていない。⑤と④の否定的な見方も、事前で59.4%、事後で64.3%と、変わらない。授業では、「製造物責任法」を取りあげて、「推定規定」や「開発危険の抗弁」を巡る財界と消費者団体の対立を学習した。自社の商品について熟知している企業と、購入する商品の欠陥について知ることの困難な消費者との立場の違いについて、生徒に理解させることに失敗したようである。たくさんの消費者問題に触れさせようとしたため、PL法そのものに十分な時間がとれなかった。
36. 「よく考えもせず高い商品を買ってしまう場合もあるのに、違約金なしの解約を保障するクーリングオフという制度は、消費者に甘すぎる」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で15.7%、事後で8.4%と変わっていない。⑤と④の否定的な見方は、事前の63.1%から、事後の79.2%に増えた。⑤の確信をもった否定的な見方も、42.5%から59.1%に増えた。授業で、悪徳商法とクーリングオフについて学習した影響が現れている。
37. 「日本の国は、在日の朝鮮の人たちなど、外国人の人権問題に神経を使いすぎている」とい

う考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で23.1%、事後で20.8%と変わらない。⑤と④の否定的な見方も、事前で63.7%、事後で63.0%と変わらない。外国人就労者の人権問題を、授業で取りあげる予定であったが、その機会がなくなった。

38. 「憲法前文が保障する『平和のうちに生存する権利』は、日本の場合、第9条の戦力不保持と戦争の放棄によって裏打ちされている」という考えに対し、⑤と④の否定的な見方は、事前で26.2%、事後で25.3%と変わっていない。①と②の肯定的な見方は、事前で45.7%、事後で53.9%と変わらない。戦力がなくても安全を守れるか、という点を主題にした授業ではなかった。長沼事件訴訟の福島判決などで、「平和のうちに生存する権利」を学習し、また、政府側の見解と最高裁の判断も生徒は学習した。変容はなかったが、権力の現実的強制力を感じながらも、その論理に納得していない生徒の方が多い。

39. 「憲法9条の戦力不保持と戦争の放棄は、侵略戦争の場合を指し、自衛のための戦争の場合を指してはしない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で24.4%、事後で28.6%、⑤と④の否定的な見方も、事前で65.0%、事後で60.4%と変わらない。授業では、9条制定時の首相の答弁や、9条解釈の多数意見と少数意見を学習したが、変容はなかった。6割の生徒は、憲法が自衛のための戦争も戦力もともに禁じているとみているが、2割ほどの生徒は、設問が憲法学者の少数意見であることを知りつつも、最高裁の「一律に明確な規定と解することはできない」という判例が、日本の現実を覆っていることを重く見たのであろう。

40. 「自衛隊を合憲とするか違憲とするかといった重大な政治問題は、内閣や国会が決めるべきことで、裁判所が判決で決めるべきことではない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で13.3%、事後で9.7%と変わっていない。⑤と④の否定的な見方は、事前で63.1%、事後で72.7%と変わらない。授業では、長沼事件訴訟の最高裁判決を学習したが、統治行為論の立場に立って、司法審査権の行使を回避するその司法消極主義を、生徒の3分の2は批判的に見ている。

41. 「自衛隊の有事立法構想では、大規模な大衆運動の場合にも、国会や裁判所が無力化する恐れが強い」という考えに対し、「どちらともいえない」と「分からない」が、事前の46.2%から事後の18.2%に減り、①と②の肯定的な見方は、事前の43.7%から事後の72.1%に増えた。授業では、自衛隊法の「間接侵略」や、三矢研究、とりわけ国家総動員法を模した有事における「戒厳」の構想などを通して、有事想定における人権と権力との緊張関係を学習した。その影響が現れている。

42. 「自衛隊の有事立法構想では、緊急事態が起こると、軍需産業への徴用が行われ、マスコミや教育の国家統制が強まる危険性がある」という考えに対し、「どちらともいえない」と「分からない」が、事前の35.6%から事後の9.0%に減り、①と②の肯定的な見方は、事前の53.1%から事後の85.1%に増えた。授業では、三矢研究に見られる徴用や“思想善導”の構想を学習した。
43. 「国家機密法には、国民の知る権利や表現の自由、市民運動などを抑制するねらいが隠されている」という考えに対し、「どちらともいえない」と「分からない」が、事前の41.9%から事後の9.0%に減り、①と②の肯定的な見方は、事前の50.0%から事後の84.4%に増えた。授業では、85年に国会で廃案となった国家機密法案の、「スパイ行為等」・「通報等」の「等」の意味と、「等」を行った者に対する重罰規定を学習した。
44. 「有事立法構想や国家機密法案に、戦後アメリカのマッカーシズムや日本のレッド・パージと同様の、ファッション化を懸念するのは考え過ぎである」という考えに対し、「どちらともいえない」と「分からない」が、事前の39.4%から事後の25.3%に減り、⑤と④の否定的な見方は、事前の45.0%から事後の61.7%に増えた。設問41～43と同じ授業を通じて、生徒はファッション化の危険性を感じとっている。
45. 「日米安全保障条約によって、日本と直接関係のない在日米軍の戦争に日本が巻き込まれる危険性がある」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で89.0%、事後で84.4%と変わっていない。高1の生徒の少なくとも「4分の3」は、中3の公民で、安保条約について学習をしている。授業では、砂川事件の伊達判決などを取りあげたが、そうするまでもなく、8割を超える生徒が、日本をアメリカの戦争に巻き込むことがあり得ると、安保条約の危険性を強く感じていた。
46. 「日本に指揮権・管理権のない在日米軍は、戦闘力のあるなしにかかわらず、憲法が禁じている『戦力』には当たらない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で8.5%、事後で3.9%、⑤と④の否定的な見方も、事前で68.3%、事後で77.9%とあまり変わらない。授業で、砂川事件最高裁判決を学習したが、生徒はその論理に納得していないようである。
47. 「米軍地位協定によって、在日米軍が、日本の道路・空路・海路を優先的に使用する特権をもっているとしても、日本の安全に役立っているのだからやむを得ない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で7.3%、事後で3.9%と変わっていない。⑤と④の否定的な見方は、事前の89.0%から事後の77.9%に減った。その分、③の「どちらともいえない」と回答

する生徒が2.4%から15.6%に増えた。あれほどの抗議を、政府がかわして、米軍に居続けてもらおうとしているのだから、ヒョットしたら日本の安全に役立っているのかも知れないと考えたのだろうか。とはいえ、「特権」が「やむを得ない」と考える生徒は、きわめて少ない。「4分の3」の生徒は、プレテストの3ヵ月ほど前に、空路などの優先的使用特権の行使が、騒音公害などの深刻な事態をもたらしていることを学習していた。

48. 「在日米軍機の発着訓練や超低空飛行、墜落などにより、騒音被害や人的・物的被害が起きていても、米軍の基地使用を条約で認めているのなら、甘受せざるを得ない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で8.5%、事後で7.8%、⑤と④の否定的な見方も、事前で85.3%、事後で87.0%と変わらない。設問47と同様の、過去の学習で、多くの生徒は人権侵害のひどさを知っている。96年9月以降の、米軍基地に対する沖縄県民の怒り、国民世論の大きな変化がマスコミからも伝えられているが、数字の変化は見られない。事前から、8割を超える生徒が、「甘受せざるを得ない」を否定的に見ていたことを考慮すれば、変容が見られないのは、当然の結果ともいえる。
49. 「在日米軍兵士による日本人へのひき逃げ・強盗・発砲・暴行などの犯罪が、公務執行中に行われた場合は、日本側に裁判権がなくても、おかしくはない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で4.9%、事後で2.6%、⑤と④の否定的な見方も、事前で93.9%、事後で94.8%と変わらない。「4分の3の生徒」は、設問47と同様、刑事裁判権についての、地位協定上の規定と運用の実態を、過去に学習している。事前から、9割もの生徒が、不平等を感じとっている。これ以上の変容は考えられない。
50. 「最近の日本が、在日米軍のために、6000億円を超える財政負担をしているとしても、安全の確保や日米貿易のアンバランスを考えれば、やり過ぎとはいえない」という考えに対し、①と②の肯定的な見方は、事前で6.1%、事後で7.8%、⑤と④の否定的な見方も、事前で85.4%、事後で87.0%と変わらない。設問47と同様、「4分の3」の生徒が、“思いやり予算”を含む、在日米軍のための財政負担を、中3のときに学習している。8割を超える生徒が、事前から、これを理不尽と感じている。

(1997年3月)

IV 人権意識アンケートの結果

アンケート対象は1996年度の高校1年生で、年間約30時間（毎週1回）の授業の年度始めに事前アンケートを実施し、年度末に事後アンケートを実施した。

設問の下の、①から⑥までの上段にある数字は、プレテスト（設問の1から44までは、1996年4月22日に82名、4月25日に78名、計160名で実施。設問の45から50までは4月22日に82名で実施）の結果を%で示し、下段にある数字は、ポストテスト（設問の1から44までは、1997年2月24日に77名、2月27日に77名、計154名で実施。設問の45から50までは2月24日にプレテストと同じクラスの77名で実施）の結果を%で示している。

現代社会アンケート（無記名）

あなたは、次の1から50までの考えをどう思いますか。

「そう思う」ときは ①

「それに近い」ときは ②

「どちらともいえない」ときは ③

「少し違う」ときは ④

「そうは思わない」ときは ⑤

に、マークしてください。

設問の意味や回答が分からないときは、マークしないでください。

1. 逮捕や押収が行われるときに、裁判官の発する令状が不可欠というのでは、捜査に支障をきたし、適切とはいえない。

14.4	20.2	14.4	18.1	32.5	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
9.1	7.1	9.1	22.1	52.6	0

2. 被疑者が警察に留置される時、どんな場合でも、早急に弁護士に連絡する権利を認めなければならぬとすれば、捜査の妨げとなって、好ましくない。

7.5	8.1	14.4	22.5	44.4	3.1
①	②	③	④	⑤	⑥
3.2	4.5	5.2	15.6	71.4	0

3. 物的証拠が見つからなくても、本人の自白があれば有罪にすることが正しい。

5.6	10.0	13.8	17.5	51.9	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥

4.5	5.8	9.1	23.4	57.1	0
-----	-----	-----	------	------	---

4. 刑事被告人に、公の費用を使って強制的に証人を保障するのはゆき過ぎである。

15.0	16.3	22.5	19.4	19.4	7.5
①	②	③	④	⑤	⑥

7.1	6.5	13.0	24.0	48.7	0.6
-----	-----	------	------	------	-----

5. 法務省管轄の拘置所より警察の留置場に収容される方が、外部の弁護士との連絡が取りやすい。

6.9	2.5	48.8	8.8	14.4	18.8
①	②	③	④	⑤	⑥

3.2	3.2	17.5	9.1	66.9	0
-----	-----	------	-----	------	---

6. 冤罪は、警察の見込み捜査や自白偏重の体質によるより、被疑者の無知や意志の弱さに起因することが多い。

8.1	12.5	26.9	13.1	25.0	14.4
①	②	③	④	⑤	⑥

11.0	9.7	7.8	19.5	51.3	0.6
------	-----	-----	------	------	-----

7. オウムのような危険な団体もあるので、破壊活動防止法を、権力に批判的な人たちの思想や結社の自由を奪った治安維持法と同類とみなすのは、納得できない。

30.0	26.2	16.3	10.0	13.8	3.8
①	②	③	④	⑤	⑥

14.3	9.7	27.9	16.9	31.2	0
------	-----	------	------	------	---

8. 憲法の思想の自由の保障は、権力と国民との関係に適用されるだけでなく、企業と従業員との関係にも適用されなければならない。

65.6	20.0	6.9	3.8	1.9	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥

65.6	13.6	7.1	5.8	5.8	1.9
------	------	-----	-----	-----	-----

9. 企業が採用の際に労働者の思想を申告させることは、企業に採用の自由が認められている限り、正当な行為である。

19.4	20.0	20.6	20.6	16.9	2.5
①	②	③	④	⑤	⑥

13.0	15.6	17.5	24.0	29.9	0
------	------	------	------	------	---

10. 企業は競争に勝ち抜かなければならないので、企業経営者と異なる思想の持ち主が賃金や昇格で差をつけられても、おかしくはない。

11.9	16.3	20.6	17.5	33.1	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
7.1	10.4	17.5	28.6	35.7	0.6

11. 企業経営者と異なる思想の持ち主は、資本主義社会では解雇されてもやむを得ない。

9.4	16.3	16.9	21.9	33.8	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
9.1	7.8	18.2	21.4	43.5	0

12. 大企業が、スピードアップの班競争や研修会活動で労働を強化しても、激しい国際競争の現状では、非難できない。

15.6	18.8	24.4	24.4	14.4	2.5
①	②	③	④	⑤	⑥
11.0	16.2	24.0	18.8	29.2	0.6

13. 日本の大企業が時間外手当を支払わない“サービス残業”を行わせていても、不況のときには、やむを得ない。

8.1	11.3	12.5	24.4	43.1	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
5.2	5.2	13.6	26.6	48.1	1.3

14. 労働組合に入っている人より、入っていない人が昇格で優遇されたり、解雇を免れたりするのは、企業に協力的なのだから納得できる。

5.0	5.0	13.8	27.5	45.6	3.1
①	②	③	④	⑤	⑥
6.5	7.1	12.3	27.3	46.8	0

15. 経営者が組合の役員選挙で特定の候補者を応援したり、第二組合をつくろうとしたりするのが禁じられているとすれば、それは経営者に対するゆき過ぎた規制である。

9.4	11.3	26.2	20.6	26.9	5.6
①	②	③	④	⑤	⑥
5.2	8.4	14.3	23.4	48.7	0

16. 公務員は、国民全体への奉仕者だから、その争議行為を禁止するのは正しい処置といえる。

8.8	8.8	18.8	23.1	37.5	3.1
①	②	③	④	⑤	⑥
6.5	8.4	21.4	24.7	39.0	0

17. 大企業が、経営者の推薦する国会議員候補者の後援会に従業員を入れさせるなどの、選挙運動をさせても、大企業の納税が多額であることを考えれば納得できる。

1.9	3.1	12.5	21.9	59.4	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥
1.9	3.2	5.8	14.9	74.0	0

18. 上司が部下に昇格を、大企業が下請けに取引停止を匂わせて、企業ぐるみ選挙をさせても、企業あつての収入保障なので、逆らわない方がよい。

4.4	10.0	18.8	21.9	42.5	2.5
①	②	③	④	⑤	⑥
8.4	11.7	19.5	18.2	42.2	0

19. 労働基準法が性別による賃金差別を禁じているとすれば、女性に対して過保護な感じがする。

15.6	13.8	12.5	11.9	45.0	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥
10.4	10.4	13.6	17.5	48.1	0

20. 男女雇用機会均等法などで、男女の昇進の違いや出産解雇を禁じてしまうと、生産能率が下がり、社会的損失となる。

9.4	16.3	25.0	16.9	31.3	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥
9.1	9.1	20.1	27.9	33.8	0

21. 国連の女子差別撤廃条約が、男女平等の実現のため、「男は仕事、女は家庭」という「性別役割分業」の撤廃を掲げているとすれば、抵抗を感じる。

13.1	22.5	18.1	15.6	30.0	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
8.4	15.6	15.6	16.2	43.5	0.6

22. 日本の障害者は、健康な人たちの社会から排除されることが少なく、企業や行政からは法令で保護されていて、生きる喜びを保っている人が多い。

5.6	3.8	16.3	29.4	43.8	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥
1.3	4.5	14.3	24.7	53.9	1.3

23. すべての人間はいつか障害を負わざるを得ないと考え、障害者に健康な人たちと共同で対等の社会生活を与えようとするのは、ゆき過ぎである。

3.1	11.9	13.1	27.5	42.5	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
5.8	8.4	16.2	23.4	46.1	0

24. エイズなどの薬害は、製薬会社・厚生省・専門医のボスらの私欲を求める構造的癒着というより、医学の未発達によって引き起こされている。

2.5	1.9	10.0	13.8	71.3	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
3.2	2.6	9.1	18.2	66.2	0.6

25. 憲法の「健康で文化的な生活を営む権利」は、国の目指すべき努力目標を掲げたものと考えるのが正しい。

19.4	18.8	16.9	12.5	26.2	6.3
①	②	③	④	⑤	⑥
9.1	7.1	7.8	18.8	56.5	0.6

26. 憲法が保障する生存権を、国民が国に社会保障費の引き上げを請求できる権利と解釈するのは、財政的にみても、ゆき過ぎである。

10.6	12.5	23.1	28.8	21.3	3.8
①	②	③	④	⑤	⑥
5.2	7.8	17.5	26.6	42.2	0.6

27. 厚生年金などの社会保障の財源については、所得の高い日本では、企業の負担割合を高めるよりも、労働者が負担する方が適切である。

1.9	1.3	15.6	30.0	49.4	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
1.3	1.3	15.6	26.6	55.2	0

28. 現代の政府は情報を独占していて、自己の権力の維持の都合に合わせて情報を操作している。

30.0	40.6	17.5	4.4	6.3	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥
42.9	35.1	14.9	3.2	3.2	0.6

29. 行政機関のもっている情報を知る権利が保障されると、国民主権を実現するには都合がよいかもしれないが、プライバシーを侵害される危険性が大きくなる。

18.1	20.6	24.4	15.0	20.0	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
14.9	23.4	22.1	18.2	20.8	0.6

30. 営利企業としてのテレビや新聞は、企業の価値観や資本主義体制の維持の方向に偏っている。

26.2	30.6	26.2	5.0	5.6	6.3
①	②	③	④	⑤	⑥
37.7	34.4	13.6	5.2	8.4	0.6

31. 日本の行政機関は、新聞への意見広告やテレビへの政府広報番組などを利用して、積極的な世論誘導をはかる姿勢に欠けている。

25.6	23.8	30.0	11.3	5.6	3.8
①	②	③	④	⑤	⑥
10.4	13.6	30.5	16.9	27.9	0.6

32. 情報の一方的な受けてとしての国民には、新聞やテレビに、同じ時間帯・同じスペースで、無料で反論できる権利が認められるべきである。

35.6	26.2	16.9	13.1	7.5	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
50.0	26.0	13.6	4.5	5.2	0.6

33. 生活協同組合が、商品の共同購入や不買運動、裁判闘争などを行っても、独占的な価格を引き下げる効果はほとんどない。

10.0	16.3	32.5	23.8	10.6	6.9
①	②	③	④	⑤	⑥
9.7	14.3	20.1	22.7	33.1	0

34. 消費者の知る権利が保障されることは、消費者の被害を防ぐにはよいかもしれないが、企業秘密が維持できなくなって、今の“大競争”時代には好ましくない。

3.8	10.0	23.1	21.9	39.4	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
4.5	3.2	14.9	27.3	49.4	0.6

35. 消費者が商品の欠陥を立証するとき、厳密な証明でなく、推定でもよいとするのでは、企業は著しく不利になる。

9.4	16.9	13.1	25.6	33.8	1.3
①	②	③	④	⑤	⑥
9.1	15.6	10.4	23.4	40.9	0.6

36. よく考えもせずに高い商品を買ってしまう場合もあるのに、違約金なしの解約を保障するクーリングオフという制度は、消費者に甘すぎる。

4.4	11.3	15.6	20.6	42.5	5.6
①	②	③	④	⑤	⑥
3.2	5.2	11.0	20.1	59.1	1.3

37. 日本の国は、在日の朝鮮の人たちなど、外国人の人権問題に神経を使いすぎている。

15.0	8.1	12.5	20.6	43.1	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
9.1	11.7	16.2	16.9	46.1	0

38. 憲法前文が保障する「平和のうちに生存する権利」は、日本の場合、第9条の戦力不保持と戦争の放棄によって裏打ちされている。

21.3	24.4	26.2	10.6	15.6	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
36.4	17.5	18.2	9.1	16.2	2.6

39. 憲法9条の戦力不保持と戦争の放棄は、侵略戦争の場合を指し、自衛のための戦争の場合を指してはいない。

15.0	9.4	10.0	15.0	50.0	0.6
①	②	③	④	⑤	⑥
18.2	10.4	10.4	12.3	48.1	0.6

40. 自衛隊を合憲とするか違憲とするかといった重大な政治問題は、内閣や国会が決めるべきことで、裁判所が判決で決めるべきことではない。

5.0	8.8	21.3	17.5	45.6	1.9
①	②	③	④	⑤	⑥
5.8	3.9	16.2	24.0	48.7	1.3

41. 自衛隊の有事立法構想では、大規模な大衆運動の場合にも、国会や裁判所が無力化する恐れが強い。

20.6	23.1	25.6	5.6	4.4	20.6
①	②	③	④	⑤	⑥
45.5	26.6	18.2	3.9	5.8	0

42. 自衛隊の有事立法構想では、緊急事態が起これば、軍需産業への徴用が行われ、マスコミや教育の国家統制が強まる危険性がある。

27.5	25.6	18.1	5.6	5.6	17.5
①	②	③	④	⑤	
60.4	24.7	8.4	1.9	3.9	0.6

43. 国家機密法案には、国民の知る権利や表現の自由、市民運動などを抑制するねらいが隠されている。

22.5	27.5	27.5	5.0	3.1	14.4
①	②	③	④	⑤	⑥
55.8	28.6	8.4	3.9	2.6	0.6

44. 有事立法構想や国家機密法案に、戦後アメリカのマッカーシズムや日本のレッド・パージと同様の、ファッション化を懸念するのは考え過ぎである。

6.9	8.8	22.5	22.5	22.5	16.9
①	②	③	④	⑤	⑥
4.5	8.4	23.4	24.7	37.0	1.9

45. 日米安全保障条約によって、日本と直接関係のない在日米軍の戦争に、日本が巻き込まれる危険性がある。

61.0	28.0	2.4	4.9	3.7	0
①	②	③	④	⑤	⑥
67.5	16.9	6.5	3.9	5.2	0

46. 日本に指揮権・管理権のない在日米軍は、戦闘力のあるなしにかかわらず、憲法が禁じている「戦力」には当たらない。

6.1	2.4	23.2	18.3	50.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
2.6	1.3	15.6	16.9	61.0	2.6

47. 米軍地位協定によって、在日米軍が、日本の道路・空路・海路を優先的に使用する特権をもっているとしても、日本の安全に役立っているのだからやむを得ない。

1.2	6.1	2.4	28.0	61.0	1.2
①	②	③	④	⑤	⑥
2.6	1.3	15.6	16.9	61.0	2.6

48. 在日米軍機の発着訓練や超低空飛行、墜落などにより、騒音被害や人的・物的被害が起きていても、米軍の基地使用を条約で認めているのなら、甘受せざるを得ない。

1.2	7.3	4.9	20.7	64.6	1.2
①	②	③	④	⑤	⑥
3.9	3.9	5.2	18.2	68.8	0

49. 在日米軍兵士による日本人へのひき逃げ・強盗・発砲・暴行などの犯罪が、公務執行中に行われた場合は、日本側に裁判権がなくても、おかしくはない。

0	4.9	0	9.8	84.1	1.2
①	②	③	④	⑤	⑥
1.3	1.3	2.6	7.8	87.0	0

50. 最近の日本が、在日米軍のために、6000億円を超える財政負担をしているとしても、安全の確保や日米貿易のアンバランスを考えれば、やり過ぎとはいえない。

3.7	2.4	8.5	18.3	67.1	0
①	②	③	④	⑤	⑥
6.5	1.3	5.2	15.6	71.4	0